

事前質疑について

資料 3 (別添)

《質疑①》

- ・ 聞き取り時の録音、録画について、事前説明は必要か否か。必要なときには、その手順などご教示いただきたい。
- ・ 事実確認のための立ち入り調査（行政権限）のひとつとして、事業所側が設置した防犯カメラやドライブレコーダーの映像と音声を求めることはできるのか。できるときには、その手順、方法などをご教示いただきたい。

《回答①》

- ・ 無断録音が直ちに違法になるとはいえないが、当事者に事前説明することが望ましい。その際は、相手方に録音、録画の目的を伝え、了承を得た上で行うこと。
- ・ 障害者虐待防止法 19 条は、虐待防止等を目的として関係法令の規定による権限を適切に行使するものとしている。この規定により、障害者総合支援法第 48 条等に基づき映像や音声の提出を求める等することができる。なお、実際には、命令として行うまでもなく、任意に提出を求めれば足りる場合が多いと思われる。

《質疑②》

障害者虐待が発生し、市町村独自事業を利用し、緊急短期入所を行った。緊急短期入所先で対象者の離設が起り、何か事故等発生した場合、法的な責任の所在はどこになるのか。

(市町村が提携している施設が、重症心身障害者の支援を得意としている施設のみであり、対象者は、健康な知的障害者だった。施設側も検討の結果、緊急短期入所の受け入れを許可した。法的には、適切な入所先ではないということで、市の責任となるのか、入所している利用者の安全管理が不足している施設側の責任となるのか、どのような扱いになるのかご教示いただきたい)

《回答②》

事故について施設に安全配慮義務違反があった場合、その一次的責任は施設にある。ただし、施設選定に関与している市町村がその責任を問われる可能性はある。

緊急性のある事案なので、施設選定に割ける時間は少ないと思われるが、限られた時間の中で、適切な施設選定を心がけられたい。

《質疑③》

- ・ 重度の精神、知的障害者への精神的虐待や経済的虐待等、当事者の外見から判断できないような種類の通報があった場合、当事者からの聞き取りが困難な時はどのような基準で判断したら良いか
- ・ 妄想、幻聴のある統合失調症の診断が下りている精神障害者本人からの通報があり、内容が現実的に起こりえない事である場合は障害の特性によるものとして判断しているが、そうでない場合で本人の話以外に事実を確認できない時は虐待があるとして判断すべきか
- ・ 被虐待者が周りにいる人によって証言を変える場合、本人を周りの人間から離し聞き取りを行うが、本人から「どんな事をされたか忘れた」等で聞き取りができなかった時はどのように虐待の事実の確認をしたら良いか。
- ・ 法における心理的虐待で「著しい」暴言又は拒絶の対応とあるが、著しいとはどの程度を指すか

《回答③》

- ・ 被虐待者の障害者特性や普段の支援状況等の周辺事情についても確認して判断要素とし、周囲の方から目撃情報を聞き取る手段・方法等工夫して、調査に努めていただき、総合的に判断されたい。
- ・ 具体的にどのような行為が「著しい」といえるかは、ケース・バイ・ケースで判断することになるが、厚生労働省マニュアル 6 頁では、心理的虐待の内容について「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」とし、具体例を掲載している。
なお、「著しい」という言葉にとらわれすぎずに、不適切支援の事案であれば、行政が積極的に支援されたい。

《質疑④》

他県、他市町村等に事業所をもつ法人全体での虐待体質を指摘する場合の法的な手段をご教示いただきたい。

《回答④》

障害者虐待防止法第 19 条に基づき、社会福祉法や障害者総合支援法に規定されるさまざまな権限によって、報告の徴収、立入調査・検査などにより実態を把握し、勧告、改善命令、措置命令、指定取消などの必要な処分を行うことができる。

個々の事案に応じて、県と市町村が共同し、それぞれに役割分担しながら必要な対応と措置を行う。